



転入

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済		
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	・カードの継続利用(住所変更) ・署名用電子証明書の再発行	・マイナンバーカード * 暗証番号を入力していただきます	■	1階 ³ 戸籍住民課			
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	・マイナンバーカードの再申請	・写真					
	印鑑登録が必要な方	・印鑑登録	▲ 受付窓口でご相談ください					
保険 年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書*の交付(後日郵送)		■	1階 ⁴ 保険年金課			
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書*の交付(後日郵送)	お持ちの方 ・負担区分等証明書					
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・保険料の軽減有無確認	お持ちの方 ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票					
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れる方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書*の交付(後日郵送) ▲ 資格喪失日より14日以内	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書					
	→転入日より前に勤務先の健康保険の資格が切れ、転入前住所地で国民健康保険に未加入だった方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書*の交付(後日郵送) ▲ 資格喪失日より14日以内	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書					
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証等の申請と交付						
	→住所地特例に該当する施設に転入する方	▲ 転入先でもお持ちの資格確認書*の発行市町村が引き続き保険者となります。						
	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書*の交付(後日郵送)						
	→神奈川県外から転入した方	・負担区分の確認	・負担区分等証明書					
	→神奈川県外から住所地特例に該当する施設に転入する方	▲ 転入先でもお持ちの資格確認書*の発行市町村が引き続き保険者となります。						
→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が新たに必要な方	・資格確認書*(限度区分あり)の申請 ・特定疾病療養受療証等の申請							
国民年金に加入中の方	年金記録の確認 ▲ 記録の空白期間の有無、納付状況の確認等	お持ちの方 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書	■	1階 ⁵ 長寿介護課				
65歳以上の方又は要介護(要支援)認定を受けている方	・介護保険の加入(介護保険証は後日郵送)							
→住所地特例に該当する施設に転入する方	▲ 転入先でもお持ちの介護保険証の発行市町村が引き続き保険者となります。							
障がい	→前の住所地で要介護(要支援)認定を受けていた方	・要介護(要支援)認定の相談・申請(継続) ▲ 継続申請は、転入日より14日以内	お持ちの方 介護保険受給資格証明書	■	1階 ⁶ 障がい福祉課			
	障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	・各種手帳の住所変更 ・各種障害福祉サービスや手当の相談・申請	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等 ・健康保険の資格情報がわかるもの ▲ 詳細はお問い合わせください					
子ども	心身障がい者医療証を持っていた方	・心身障がい者医療証の相談・申請	・健康保険の資格情報がわかるもの ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・課税非課税証明書	■	5階 ³ 学校教育課 及び通っている学校			
	小学生・中学生のお子さんがある方	・転校手続き(転入学通知書の交付)	前の学校で発行される ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ▲ 上記の書類と担当課で発行される転入学通知書を学校へ提出					
		・中学校給食の手続き ・学校徴収金の手続き						
		・県立中等教育学校、私立小・中学校等に在学	在籍していることわかる書類(在学証明書、学生証等)					
	0歳から18歳の年度末までのお子さんがある方	・児童手当の申請 ▲ 公務員世帯の方は勤務先で申請してください ▲ 転出予定日の翌日から起算して15日以内 ▲ 必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください (マイナポータルでオンライン提出も可能)	・請求者名義の口座のわかる書類(通帳またはキャッシュカード) こどもと別居しているとき ・こどものマイナンバーの確認できる書類 配偶者が市外に住民票があるとき ・配偶者のマイナンバーの確認できる書類 配偶者と別世帯であるとき ・配偶者の委任状 こどもの健康保険の保健情報が分かる書類 市外に住民票があるとき				分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 ¹ こどもみらい課	
		・こども医療証の申請 (マイナポータルでオンライン提出も可能)	・保護者・配偶者のマイナンバーの確認できる書類 配偶者と別世帯であるとき ・配偶者の委任状					
		0歳のお子さんがある方	・子育て家庭紙おむつ等支給事業の申請					
		0歳～就学前のお子さんがある方	・乳幼児健診・予防接種等の相談 ・子育て情報の案内					・母子健康手帳
	妊娠中の方	・妊産婦健康診査等補助券の交付 ・母親父親教室等の案内	・母子健康手帳 ・前住所地の妊産婦健康診査等補助券				分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 ¹ こどもみらい課	
	児童コミュニティクラブの利用を希望する方	・児童コミュニティクラブ入所手続き	・申請書、就労証明書等 ▲ 詳細はお問い合わせください				分庁舎(こどもみらいプラザ)	
保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に入所(在園施設の継続利用を含む)を希望する方	・保育所等の入所相談 ・継続利用のための認定申請	▲ 受付窓口でご相談ください	1階 ³ 保育・幼稚園課					

*資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
こども ひとり親家庭等に該当する方	・児童扶養手当の相談・申請	▲受付窓口でご相談ください	■	分庁舎（こどもみらいプラザ） 1階 11 こどもみらい課		
	・ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	▲受付窓口でご相談ください				
	特別児童扶養手当を受給していた方	・特別児童扶養手当の相談・申請				▲受付窓口でご相談ください
心身障がい者医療証を持っていた方	・心身障がい者医療証の相談・申請	・健康保険の資格情報がわかるもの ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・課税非課税証明書	■	1階 6 障がい福祉課		
税・料金	上下水道を使用する方	・使用開始申込み	💡インターネットで手続きできます	■	神奈川県 水道部経営課 0570-005959	
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	・納税管理人の廃止	▲受付窓口でご相談ください			
	税・料等の口座振替を希望する方	・口座振替の申請	💡インターネット、受付窓口（ページー）、金融機関窓口または口座振替申込書の郵送で申し込みできます ▲受付窓口でご相談ください			1階 11 収納課
	原付バイク・小型特殊自動車を所有している方	・登録申告（軽自動車税）	▲受付窓口でご相談ください			1階 12 市民税課
	四輪の軽自動車を所有している方	💡軽自動車検査協会湘南支所でご相談ください				軽自動車検査協会湘南支所 050-3816-3119
125ccを超えるオートバイを所有している方	💡湘南自動車検査登録事務所でご相談ください		湘南自動車検査登録事務所 050-5540-2038			
その他	犬を飼っている方	・犬の登録変更	・前の市町村で発行された鑑札 ▲鑑札がない方は受付窓口でご相談ください。マイクロチップによる登録変更をした方は手続き不要です。	■	分室 健康づくり課	

伊勢原市役所
〒259-1188
伊勢原市田中348番地

☎ 市役所代表電話
0463-94-4711



お電話を担当へ
おつなぎします

窓口受付時間 午前 9時00分 ~ 午後 4時30分

第2・4土曜日 午前9時00分～正午（戸籍住民課・保険年金課（国保係・年金係）・収納課・こどもみらい課のみ開庁）

伊勢原駅の駅窓口センターでは、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明および税証明等の各種証明書を発行しています。

火・木曜日、年末年始を除き、土・日曜日、祝日もご利用でき、平日も午後8時まで開所しています。 ※税証明は平日 午前9時30分～午後5時まで

マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニで各種証明書を取得できます。

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

手続きチェックシート 転入



伊勢原市に引越された方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」
- ・国外から転入する日本国籍の方は「**入国日のわかるもの（パスポート・航空券の控え等）**」、「**戸籍謄本***」、「**戸籍の附票***」
*本籍が伊勢原市内にある方は不要です。

関連する手続きは 内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。（いずれも有効期限内のものに限ります。）

官公署が発行した顔写真付きのもの

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
- ② 手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。